

社会福祉法人周南市社会福祉事業団
処遇改善手当の支給に関する規程

平成 22 年 2 月 17 日
規程 第 1 号

改正 平成 27 年 3 月 23 日 規程 第 3 号 平成 27 年 5 月 26 日 規程 第 5 号
平成 29 年 3 月 22 日 規程 第 2 号 令和 4 年 2 月 28 日 規程 第 2 号
令和 4 年 10 月 28 日 規程 第 1 号 令和 6 年 3 月 21 日 規程 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉事業団職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 26 条の規定による処遇改善手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(処遇改善手当の支給を受ける職員)

第 2 条 給与規則第 26 条の規定により処遇改善手当を受ける職員は、給与規則に規定する基準日に在籍する職員のうち次に掲げる職員とする。

- (1) 特別養護老人ホームつづみ園に勤務する介護職員、看護職員及び機能訓練指導員。
- (2) つづみ園デイサービスセンターに勤務する介護職員、看護職員及び機能訓練指導員。
- (3) 周南市須金老人デイサービスセンター及び周南市大津島老人デイサービスセンターに勤務する介護職員、看護職員及び機能訓練指導員。
- (4) 前号以外の職員。

(支給額)

第 3 条 給与規則第 26 条第 2 項に定める処遇改善手当の支給額は次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に掲げる職員には月額 22,000 円を支給する。
- (2) 前条第 2 号に掲げる職員には月額 17,000 円を支給する。
- (3) 前条第 3 号に掲げる職員には月額 13,000 円を支給する。
- (4) 前条第 4 号に掲げる職員には月額 8,000 円を支給する。

2 給与規則第 26 条第 3 項に定めるベースアップ等分の追加支給額は次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に掲げる職員には月額 9,000 円を追加支給する。
- (2) 前条第 2 号に掲げる職員には月額 5,000 円を追加支給する。
- (3) 前条第 3 号に掲げる職員には月額 4,000 円を追加支給する。
- (4) 前条第 4 号に掲げる職員には月額 3,000 円を追加支給する。

3 給与規則第 26 条第 4 項に定める処遇改善支援分の追加支給額は次のとおりとする。

- (5) 前条第 1 号に掲げる職員には月額 5,000 円を追加支給する。
- (6) 前条第 2 号に掲げる職員には月額 4,000 円を追加支給する。
- (7) 前条第 3 号に掲げる職員には月額 2,000 円を追加支給する。
- (8) 前条第 4 号に掲げる職員には月額 1,000 円を追加支給する。

(支給日)

第 4 条 処遇改善手当の支給日は、当該月の給料の支払い日とする。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、処遇改善手当の支給について必要な事項は、理事

長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成22年2月17日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月23日規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年5月26日から施行する。
- 2 この規定による改正後の社会福祉法人周南市社会福祉事業団処遇改善手当の支給に関する規程の規定は、平成27年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月28日規程第2号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年2月28日から施行し、令和4年2月1日から適用する。
- 2 第3条第2項に規定する追加支給分のうち、令和4年2月及び令和4年3月支給分については、令和4年3月分給与支払い時に支給する。

附 則 (令和4年10月28日規程第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年10月28日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月21日規程第3号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年3月21日から施行し、令和6年2月1日から適用する。
- 2 第3条第3項に規定する追加支給分のうち、令和6年2月及び3月支給分については、令和6年3月分給与支払い時に支給する。